

広報いながわ

編集発行：猪名川町 町長公室(☎0727-66-0001)

〒666-02兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11の1

選挙特集号

衆議院議員総選挙

小選挙区比例代表並立制で執行



無駄にしなないで あなたの一票

投票日は10月20日(日)

投票方法

◆小選挙区選挙 投票用紙は、うすい黄色・候補者氏名を記入
◆比例代表選挙 投票用紙は白色・政党の名称を記入

投票できる人

◆最高裁判所裁判官国民審査
投票用紙はうすい水色・やめさせたいと思う裁判官はその氏名の上の欄に×のみを記入(やめさせなくてよいと思う裁判官は何も書かないこと)

不在者投票は8日から

投票日に、仕事の都合や旅行などやむを得ない事情で投票に行けない人は不在者投票ができます。
▽とき、10月8日から19日(土・日曜日含む)午前8時30分から午後5時
▽ところ、投票所(町会議事堂) 印鑑と入場券を持参ください。(入場券未着の場合は印鑑のみ持参)

代理や点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が書けない人には、係員が代筆する代理投票制度があります。また、点字投票制度もありますので係員へ申し出てください。

住所変更した人

平成八年七月八日以降に県内の市町間で住所変更した人は、前住所地での投票となります。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

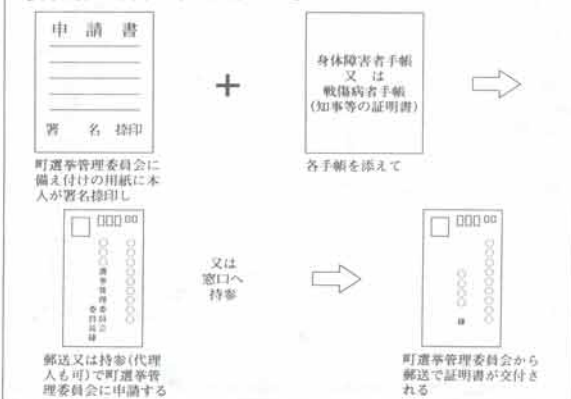
身体の不自由な人は郵便投票を

身体に重度の障害のある人は、郵便による不在者投票をすることができますが、その際に郵便投票証明書が必要です。この証明書は身体障害者手帳または、戦傷病者手帳を持っている人で表1の障害のある人に限り町選挙管理委員会へ交付します。なお、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の記載内容について表1の障害に該当するかどうか不明のときは、知事がこれを同程度の障害であると書面によって認めた場合該当しますので早めに申請してください。(代理可) 交付を受ければ次の選挙から郵便による投票ができます(表2) 同証明書の有効期間は交付日から4年です。有効期間が経過すると郵便投票ができせんので早めに手続きをしてください。衆議院議員選挙の投票用紙の請求は10月16日までに郵送期間を考慮して請求してください。

(表1)

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級若しくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸又は直腸の障害	1級若しくは3級
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓又は呼吸器の障害	特別項症から第3項症まで

【新規証明書交付申請方法】



投票所と入場券

投票所は町内17ヶ所に設置し「引き続き県内居住証明書」の提示が必要となりますので、投票日までにご受けておいてください。

選挙公報

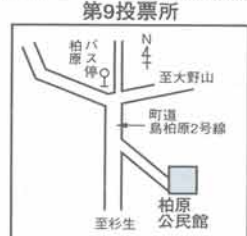
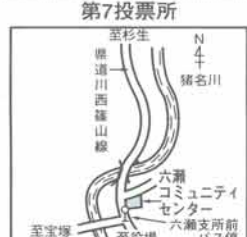
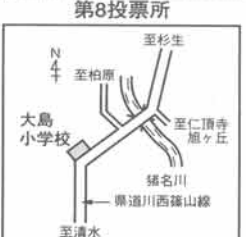
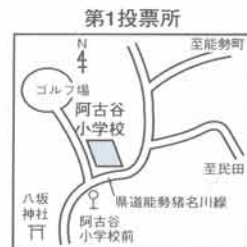
各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は新聞折込まで配布します。新聞を購読されていない家庭には郵送します。選挙公報が十月十六日まで(届かないときは町選管へ連絡ください)。

選挙に関する問い合わせは町選挙管理委員会へ ☎66-8708



投票所一覧

投票区	投票所名称	区域(大字・町表示など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	紫合公会堂	北田原、南田原、北野、紫合
3	猪名川小学校体育館	柏梨田、上野、若葉
4	広根公会堂	広根、銀山、猪淵、つつが丘
5	槻並自治会館	槻並
6	楊津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木間生
7	六瀬コミュニティセンターの部屋	枋原、林田、笹尾、清水(の内字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校体育館	清水(の内字平田、馬場、長田の区域)及び清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会室	柏原
10	猪名川台自治会館	差組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台
13	白金小学校体育館	白金



町内十三万所の投票所で十月二十日(日)に午前七時から衆議院議員総選挙の投票事務を行います。
この投票所は、大字(あざ)や各地区内の有権者数と地理的な要因などによって決められています。
二十日の投票日には、あなたの投票所を確認し、必ず投票しましょう。

あなたの投票所です

開票

開票は当日、午後七時十五分から社会福祉会館で行います。
開票状況は、午後八時から三十分おきに館内で発表します。

投票日までに投票入場券が手元に届かなかったときは、町選挙管理委員会(☎六六・八七〇八)へ問い合わせください。

受け取らない

町選挙管理委員会
町明るい選挙推進協議会

求めない

きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。私たちの暮らしにつながる政治や選挙が、金品で汚されることのないよう、有権者のみなさん一人ひとりが、贈らない・求めない・受け取らないの三原則を守りましょう。

贈らない

- 結婚式のお祝い金やお祝いの品
- 落成式や開店祝いのお花輪
- 出産、入学、卒業のお祝い金、お祝いの品
- お葬式の花輪やお供え品
- 旅行の銭別

※一部適用除外があります

3ない運動で明るいを

公職選挙法では、政治家や候補者または、候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をするのを禁止しています。
また、有権者もこれらの寄附を求めたり受け取ったりしてはいけません。